|  |
| --- |
| 令和７年度　指定一般相談支援事業者指導調書 |
| ***（地域移行支援・地域定着支援）*** |
|  |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
|
| 事業所の住所 |  | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　令和　　　年　　　月　　　日 | 事 業 所 | 　 |
| 指定番号 |
| ※記入と提出時に関する注意事項 |
| 　　１．特に指定されていない場合は、運営指導日の属する前々月の状況を記入してください。 |
| 　　２．指導調書は確認事項を自己点検して自己点検欄に適否等を記入し、「指定一般相談支援事業者状況調査資料」、「業務管理体制一般検査自己点検シート」と併せて運営指導等の２週間前までに１部提出してください。作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
|  |
|  |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　 記入月日　　　　月　　　日　　 |

指定一般相談支援事業者指導調書　目次

　　第１　　　基本方針

　　第２　　　人員に関する基準

　　第３　　　運営に関する基準

　　第４　　　変更の届出等

　　第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項）

　　第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（地域移行支援）

　　第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（地域定着支援）

根拠法令

○法　　　　　　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○相談基準省令　　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

○報酬告示　　　　･･･障害者に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）

第１　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 第１基本方針【関連資料】運営規程地域定着支援台帳地域移行支援計画ケース記録自己評価資料自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類 | １―（１）地域移行支援（１）指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。（２）指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。（３）指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。（４）指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。１―（２）地域定着支援（１）指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。（２）指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。（３）指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。（４）指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 適　・　否適　・　否適　・　否適　・　否適　・　否適　・　否適　・　否適　・　否 | 【地域移行支援】相談基準省令第2条【地域定着支援】相談基準省令第39条 |

| 第２　人員に関する基準 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者【関連資料】勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表研修修了書 | （１）（指定地域移行支援従事者・指定地域定着支援従事者）　　指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る事業所（指定一般相談支援事業所）ごとに専らその職務に従事する指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者を置いているか。　　　ただし、指定一般相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定一般相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）事業所ごとに必ず１人以上の指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者を置くことを定めたものであるが、従事者は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者の常勤・非常勤の別を問わない。（２）ただし、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の業務に支障がない場合においては、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者を当該指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。これは、例えば、指定地域移行支援のサービス提供時間帯において、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認める。（２）（相談支援専門員）指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者のうち一人以上は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第226号）により定められた、相談支援専門員を置いているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者のうち１人以上は、相談支援専門員でなければならない。 | １．　適　・　否２．適　・　否 | 【地域移行】相談基準省令第3条【地域定着】相談基準省令第40条（第3条準用） |
| ２　管理者【関連資料】管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表適宜必要と認める資料 | 　１．指定一般相談支援事業者は、指定一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　　　ただし、指定一般相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該一般相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。　ア　当該指定一般相談支援事業所の従業者としての職務に従事する場合イ　当該指定一般相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定一般相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤出来る場合※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。２　指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の従業者である必要はない。（経過措置）指定基準の施行の日（平成24年4月1日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる | １．　適　・　否兼務:　 有　・　無　兼務有りの場合：兼務する他の職種名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【地域移行】相談基準省令第4条【地域定着】相談基準省令第40条（第4条準用）相談基準省令附則第2条 |

| 第３　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意【関連資料】重要事項説明書利用契約書その他利用者に交付した書面 | １．指定一般相談支援事業者等は、支給決定障害者等が指定地域移行支援又は地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２．社会福祉法第７７条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | １．．適　・　否①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 営業日及び営業時間　　□ 提供方法、内容並びに受領する費用及びその額　□ 通常の事業の実施地域　　□ 主たる対象とする障害の種類　　□ 虐待防止の措置　　　　□ その他運営に関する重要事項　　　　　　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　　　　　　　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制　　　　　　　　　　２．適　・　否②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付③交付書面への記載事項　　□ 経営者の名称　　　　　　　　　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口　 | 【地域移行】相談基準省令第5条第1項【地域定着】相談基準省令第45条（第5条準用） |
| ２　契約内容の報告等【関連資料】契約内容報告書 | 　１．指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | １．適　・　否 | 【地域移行】相談基準省令第6条【地域定着】相談基準省令第45条（第6条準用） |
| ３　提供拒否の禁止【関連資料】適宜必要と認める資料 |  １．正当な理由がなく、指定一般相談支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 (正当な理由に該当するもの)･当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合･利用申込者の入所又は入院する障害者支援施設等又は精神科病院、救護施設又は刑事施設等が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合･主たる対象とする障害に該当しない者から利用申込みがあった場合･その他利用申込者に対し自ら適切な当該サービスを提供することが困難な場合 | １．適　・　否正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | 【地域移行】相談基準省令第7条【地域定着】相談基準省令第45条（第7条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定一般相談支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | １．適　・　否　 | 【地域移行】相談基準省令第8条【地域定着】相談基準省令第45条（第8条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定一般相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | １．適　・　否　・　該当なし | 【地域移行】相談基準省令第9条【地域定着】相談基準省令第45条（第9条準用） |
| ６　受給資格の確認【関連資料】受給者の写し | 　１．指定一般相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | １．適　・　否 | 【地域移行】相談基準省令第10条【地域定着】相談基準省令第45条（第10条準用） |
| ７　地域相談支援給付決定の申請に係る援助【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　２．事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | １．適　・　否　・　該当なし２．適　・　否　・　該当なし | 【地域移行】相談基準省令第11条【地域定着】相談基準省令第45条（第11条準用） |
| ８　心身の状況等の把握【関連資料】アセスメント記録ケース記録 | 　１．事業者は、指定一般相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | １．適　・　否　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | 【地域移行】相談基準省令第12条【地域定着】相談基準省令第45条（第12条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等【関連資料】地域移行支援計画地域定着支援台帳ケース記録 | 　１．指定一般相談支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　２．指定一般相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．適　・　否２．適　・　否 | 【地域移行】相談基準省令第13条【地域定着】相談基準省令第45条（第13条準用） |
| 10　身分を証する書類の携行【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。※ この証書等には､当該事業所の名称､当該従業者の氏名を記載するものとし､当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | １．①指導状況　　□ 常に証書等が見えるように指示　　□ 求められたら提示できるように指示　　□ 未指示　　②記載事項　　□ 事業所の名称　　□ 当該従業者の氏名　　□ 当該従業者の写真の添付　　□ 当該事業者の職能 | 【地域移行】相談基準省令第14条【地域定着】相談基準省令第45条（第14条準用） |
| 11　サービスの提供の記録【関連資料】サービス提供の記録 | 　１．事業者は、指定一般相談支援を提供した際は、当該指定一般相談支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定一般相談支援の提供の都度記録しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者及び事業者が、その時点での指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、指定一般相談支援を提供した際には、当該指定一般相談支援の提供日、提供した指定一般相談支援の具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、指定一般相談支援の提供の都度記録しなければならない。　２．上記による記録に際しては、給付決定障害者から当該指定一般相談支援を提供したことについて確認を受けているか。 | １．記録すべき内容　　□ 支援の提供日　　□ 支援の具体的内容□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　　適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第15条【地域定着】相談基準省令第45条（第15条準用） |
| 12　事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．事業者が、指定一般相談支援を提供する給付決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該給付決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。　　２．上記により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、給付決定障害者等対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、13の１から２までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．徴収する費用(・ )(・ )(・ )※あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　） | 【地域移行】相談基準省令第16条【地域定着】相談基準省令第45条（第16条準用） |
| 13　地域相談支援給付費の額等の受領【関連資料】請求書領収書重要事項説明書 | 　１．事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援又は指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払いを受けているか。　２．指定一般相談支援事業者は、１の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援又は指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを地域相談支援給付決定障害者から受けているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定一般相談支援の提供に関して、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援又は指定地域定着支援を行う場合、交通費(移動に要する実費)の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。　３．１及び２の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。　４．２の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。 | １．　　適　　・　　否　・　該当なし２．　　適　　・　　否　・　該当なし３．　　適　　・　　否　・　該当なし４．　　適　　・　　否　・　該当なし | 【地域移行】相談基準省令第17条【地域定着】相談基準省令第45条（第17条準用） |
| 14　地域相談支援給付費の額に係る通知等【関連資料】通知の写しサービス提供証明書の写し | 　１．事業者は、法定代理受領により市町村から当該指定一般相談支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、給付決定障害者等に対し、当該給付決定障害者等に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。　２．事業者は、法定代理受領を行わない当該指定一般相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定障害者等に対して交付しているか。　 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | 【地域移行】相談基準省令第18条【地域定着】相談基準省令第45条（第18条準用） |
| 15　指定地域移行支援の具体的取扱方針【地域移行支援】【関連資料】地域移行支援計画従業者が地域移行支援計画を作成していることが分かる書類相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等） |  １．指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。　　①　指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。　　②　指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。　　③　指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。　　④　指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。　　⑤　指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | ①　　適　　・　　否②　　適　　・　　否③　　適　　・　　否④　　適　　・　　否⑤　　適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第19条 |
| 16　指定地域定着支援の具体的取扱方針【地域定着支援】【関連資料】地域定着支援台帳従業者が地域定着支援台帳を作成していることが分かる書類相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録アセスメント及びモニタリングに関する記録面接記録ケース記録利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等） | 　１．指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。　　①　指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。　　② 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。　　③ 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。④　指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。　　⑤ 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | ①　　適　　・　　否②　　適　　・　　否③　　適　　・　　否④　　適　　・　　否⑤　　適　　・　　否 | 【地域定着】相談基準省令第41条 |
| 17　地域移行支援計画等の作成等【地域移行支援】【関連資料】地域移行支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録アセスメントを実施したことが分かる書類面接記録地域移行支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類計画作成会議の記録利用者に交付した記録２から８に掲げる確認資料 | 　１．指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であり、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。その際、指定地域移行支援従事者は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。（２）地域移行支援計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。　２．地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。　３．指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。　４. 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。　５．指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。　６．指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。　７．指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。　８．指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。９.指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。　１０．地域移行支援計画に変更があった場合、２から８に準じて取り扱っているか。　 | １．作成状況　　□ 全員作成済み　　□ 一部未作成（未作成人数　　　　　　人）　　□ 未作成２．適　　・　　否３．適　　・　　否４．適　　・　　否５．適　　・　　否個別支援計画の記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　地域移行支援の目標及びその達成時期　□　地域移行支援を提供する上での留意事項　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）６．適　　・　　否会議の参加者□　利用者□　利用者の家族　□　管理者　□　担当従事者　□　障害者支援施設等の担当者□　精神科病院の担当者□　救護施設等又は刑事施設等の担当者　□　相談支援専門員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）７．適　　・　　否説明・同意状況　□　全員説明・同意済み　□　一部未説明・同意（未説明・同意人数　　　　　　人）　□　未説明・同意８．適　　・　　否①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付　９．適　　・　　否計画見直し時期　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　１０．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第20条 |
| 18　地域定着台帳の作成等【地域定着支援】【関連資料】地域定着支援台帳アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類面接記録(2)から⑷に掲げる確認資料 | 　１．指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳（「地域定着支援台帳」）を作成しているか。　　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１）地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した書面であり、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、緊急時等に適切な対応を行うために作成するもの。（２）地域定着支援台帳の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。（３）指定地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて当該地域定着支援台帳の変更を行う。　２．地域定着支援台帳の作成に当たって、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っているか。　３．指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。４．指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力について丁寧に把握しているか。　５．指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。　６．地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)から⑷に準じて取り扱っているか。 | １．①作成状況　　□ 全員作成済み　　□ 一部未作成（未作成人数　　　　　　人）　　□ 未作成　　②地域定着支援台帳の記載事項　　□　利用者の心身の状況、置かれている環境　　□　緊急時において必要となる当該利用者の家族等　　□　当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．適　　・　　否３．適　　・　　否４．適　　・　　否５．適　　・　　否台帳見直し時期 （　　　　　）６．適　　・　　否 | 【地域定着】相談基準省令第42条 |
| 19　地域における生活に移行するための活動に関する支援【地域移行支援】【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。20において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。 　２．指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。 | １．適　　・　　否２．対面回数：週　　　　回 | 【地域移行】相談基準省令第21条 |
| 20　障害福祉サービスの体験的な利用支援【地域移行支援】【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。 | １．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第22条 |
| 21　体験的な宿泊支援【地域移行支援】【関連資料】適宜必要と認める資料 |  １．指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。　　①利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること　　②衛生的に管理されている場所であること　２．体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否　 | 【地域移行】相談基準省令第23条 |
| 22　関係機関との連絡調整等【地域移行支援】【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。 | １．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第24条 |
| 23　常時の連絡体制の確保等 【地域定着支援】【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。　２．指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否 | 【地域定着】相談基準省令第43条 |
| 24緊急の事態における支援等　【地域定着支援】【関連資料】適宜必要と認める資料　 | １.指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。２.指定地域定着支援事業者は、１の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。３．指定地域定着支援事業者は、２の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。  ①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ②　衛生的に管理されている場所であること４，指定地域定着支援事業者は、２の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　緊急に支援が必要な事態が生じた場合、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を講ずるべきである。２　一時的な滞在による支援については、利用者への付き添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。３　一時的な滞在による支援については、指定地域定着支援事業者が当該事業所の宿直室等を確保して実施する他、他福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができる。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否３．適　　・　　否４．適　　・　　否 | 【地域定着】相談基準省令第44条 |
| 25　給付決定障害者に関する市町村への通知【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | １．適　　・　　否　・　該当なし | 【地域移行】相談基準省令第25条【地域定着】相談基準省令第45条（第25条準用） |
| 26　管理者の責務【関連資料】適宜必要と認める資料 | １．管理者は、当該指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。２．管理者は、当該指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者に平成24年厚生労働省令第27号「指定地域相談支援基準」の第2章又は第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | １．適　　・　　否２．指揮命令の伝達方法　　□ 朝礼　　□ 定例会議　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 | 【地域移行】相談基準省令第26条【地域定着】相談基準省令第45条（第26条準用） |
| 27　運営規程【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　 事業者は、支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　当該サービスの提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧　その他運営に関する重要事項 | １．重要事項の記載状況□ 事業の目的及び運営の方針  □ 従業者の職種､員数及び職務内容 □ 営業日及び営業時間 □ 当該サービスの提供方法及び内容並びに給付決定障害者等から受領する費用及びその額　□ 通常の事業の実施地域　□ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 □ 虐待の防止のための措置に関する事項 □ その他運営に関する重要事項 | 【地域移行】相談基準省令第27条【地域定着】相談基準省令第45条（第27条準用） |
| 28　勤務体制の確保等【関連資料】従業者の勤務表勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類委託契約書業務報告書研修計画、研修実施記録就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | １．事業者は、利用者に対し、適切な支援を提供できるよう、事業所ごとに、支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。２．事業者は、事業所ごとに、事業所の支援従事者によって支援を提供しているか。(地域移行支援)　ただし、20及び21の２の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。（地域定着支援）ただし、24の4の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。　３．事業者は、２ただし書の規定により支援に係る業務の一部を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。４．従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。５．事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否３．適　　・　　否　４．適　　・　　否　５．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第28条【地域定着】相談基準省令第45条（第28条準用） |
| 29　業務継続計画の策定等【関連資料】業務継続計画研修及び訓練を実施したことが分かる書類業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 【令和6年4月1日より義務化】１．感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援又は指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。２．従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３．定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否３．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第28条の2【地域定着】相談基準省令第45条（第28条の2準用） |
| 30　設備及び備品等【関連資料】適宜必要と認める資料 | 　１．事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | １．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第29条【地域定着】相談基準省令第45条（第29条準用） |
| 31　衛生管理等【関連資料】適宜必要と認める資料衛生管理に関する書類委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施したことが分かる書類指針 | １．従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。２．事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。　【令和6年4月1日より義務化】３．支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。　②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否３－①．適　　・　　否３－②．適　　・　　否３－③．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第30条【地域定着】相談基準省令第45条（第30条準用） |
| 32　掲示等【関連資料】事業所の掲示物又は備え付け閲覧物公表していることが分かる書類 | 　１．事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援又は地域定着支援の実施状況、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定地域定着支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。　２．１に規定する重要事項の公表に努めているか。 | １．掲示状況　□ 運営規程の概要　□ 基本相談支援及び地域移行支援又は地域定着支援の実施状況　□ 従事者の有する資格□ 経験年数及び勤務の体制□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．適　　・　　否　公表方法（　　　　　　　　　　） | 【地域移行】相談基準省令第31条【地域定着】相談基準省令第45条（第31条準用） |
| 33　秘密保持等【関連資料】従業者及び管理者の秘密保持誓約書従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）個人情報同意書 | １．事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　２．従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　※具体的には、従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置。３．計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | １．適　　・　　否２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | 【地域移行】相談基準省令第32条【地域定着】相談基準省令第45条（第32条準用） |
| 34　情報の提供等【関連資料】情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）事業者のＨＰ画面・パンフレット | １．指定当該サービスを利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　２．当該事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．適　　・　　否　・　該当なし | 【地域移行】相談基準省令第33条【地域定着】相談基準省令第45条（第33条準用） |
| 35　利益供与等の禁止【関連資料】適宜必要と認める資料 | １．事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２．事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第34条【地域定着】相談基準省令第45条（第34条準用） |
| 36　苦情解決【関連資料】苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物苦情者への対応記録苦情対応マニュアル市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類都道府県等への報告書運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | １．提供した指定一般相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置を講ずることをいう。概要については、利用申込者に指定一般相談支援内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。　２．苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３．提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４．提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５．提供したサービスに関し、その提供したサービスに関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６．都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、３から５までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。７．社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数　　　　　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．適　　・　　否　・　該当なし４．適　　・　　否　・　該当なし５．適　　・　　否　・　該当なし６．適　　・　　否　・　該当なし７．適　　・　　否　・　該当なし　 | 【地域移行】相談基準省令第35条【地域定着】相談基準省令第45条（第35条準用） |
| 37　事故発生時の対応【関連資料】事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録事故の対応記録ヒヤリハットの記録録再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | １．利用者に対する指定一般相談支援の提供により事故が発生した場合は、松江市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※あらかじめ対応方法を定めておくことや、AEDの設置や救命講習等を受講することが望ましい。　２．事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３．利用者に対する指定一般相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | １．発生状況事例：　　　　　　　件□ 緊急連絡網の作成□ AEDの設置□ 救命講習等の受講２．適　・　否　・　該当なし３．適　・　否損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 【地域移行】相談基準省令第36条【地域定着】相談基準省令第45条（第36条準用） |
| 38　虐待の防止【関連資料】委員会議事録研修を実施したことが分かる書類担当者を配置していることが分かる書類 | 　【令和4年4月1日から義務化】１．虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。　　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 措置の状況□虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□虐待の防止のための研修の実施□措置を適切に実施するための担当者の配置　（担当者名：　　　　　　　　　　　）　適　　・　　否　適　　・　　否　適　　・　　否　担当者名（　　　　　　　　　　　　　　） | 【地域移行】相談基準省令第36条の2【地域定着】相談基準省令第45条（第36条の2準用） |
| 39　会計の区分【関連資料】収支予算書・決算書等の会計書類 | １．事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。　 | １．適　　・　　否 | 【地域移行】相談基準省令第37条【地域定着】相談基準省令第45条（第37条準用） |
| 40　記録の整備【関連資料】職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類左記①～⑤の記録 | １．事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　２．事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。□ 提供したサービスの提供に係る記録 □ 個別支援計画書等　□ 市町村への通知に係る記録 □ 苦情の内容等に係る記録　□ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | １．適　　・　　否整備状況□ 従業者に関する記録　□ 設備、備品に関する記録　□ 会計に関する記録２．整備状況 □ 提供したサービスの提供に係る記録 □ 個別支援計画書等　□ 市町村への通知に係る記録 □ 苦情の内容等に係る記録　□ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 【地域移行】相談基準省令第38条【地域定着】相談基準省令第45条（第38条準用） |
| 41 電磁的記録等【関連資料】電磁的記録簿冊適宜必要と認める資料 | １　指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。２　　指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．適　・　否　・　該当なし２．適　・　否　・　該当なし | 相談基準省令第46条 |

| 第４　変更の届出等 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【関連資料】適宜必要と認める資料 | １．指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２．指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | １．適　　・　　否　・　該当なし２．適　　・　　否　・　該当なし | 法第46条 |

| 第５－１　介護給付費等の算定及び取扱い（共通事項） |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 共通事項（地域移行支援）（地域定着支援）情報公表未報告減算業務継続計画未策定減算虐待防止措置未実施減算 | １．指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。） ２．１の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。【減算に関する取扱い】３．情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害者総合支援法第76 条の３第１項 の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する４．業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】　　　　（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた月が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。　　【経過措置】　令和7年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後の障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第１の１の注６と第2の１の注7の規定は適用しない。５．虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。ア　虐待防止委員会を定期的に開催し 、その結果について従業者に周知徹底を図ること 。イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること 。ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 。※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　相当する単位数から減算する。 | １．適　　・　　否２．適　　・　　否３．適　　・　　否４．適　　・　　否５．適　　・　　否 | 報酬告示第一報酬告示第二 |

| 第５－２　介護給付費等の算定及び取扱い（地域移行支援） |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １ 地域移行支援サービス費【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）地域移行支援サービス費（Ⅰ）及び地域移行支援サービス費（Ⅱ）については、平成30年厚生労働省告示第114号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定している場合にあっては、地域移行支援サービス費（Ⅱ）は算定しない。（２）地域移行支援サービス費（Ⅲ）については、(1)に規定する平成30年厚生労働省告示第114号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。（３）指定地域移行支援事業者が、第3の16に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援（第3の17の(2)の規定による利用者との対面による支援をいう。）を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | １．適　　・　　否算定状況□　地域移行支援サービス費(Ⅰ)　　　【3,613単位】□　地域移行支援サービス費(Ⅱ)　　　【3,157単位】□　地域移行支援サービス費(Ⅲ)　　　【2,422単位】 | 報酬告示別表第１の１ |
| ２ 特別地域加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成21年厚生労働省告示第176号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害指定福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合　((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 　適　　・　　否　・　該当なし【100分の15】 | 報酬告示別表第１の１注３ |
| ３ ピアサポート体制加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」第三号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 　適　　・　　否　・　該当なし【100単位】 | 報酬告示別表第１の１の２ |
| ４　初回加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　サービスの利用の初期段階においては、病院や施設等を訪問し、地域相談支援給付決定障害者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間を要することから、サービスの利用開始月において算定できる。ただし、初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできない。２　初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が３月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できる。ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りでない。 | 　適　　・　　否　・　該当なし【500単位】 | 報酬告示別表第1の1の３ |
| ５ 集中支援加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を１月に６日以上実施した場合（第５－２の（３）に定める場合を除く。）に、１月につき所定単位数を加算しているか。　だだし、６の退院・退所月加算が算定される月は加算しない。 | 適　　・　　否　・　該当なし【500単位】 | 報酬告示別表第1の２ |
| ６ 退院・退所月加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合（第５－２の（３）に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。　ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。（２）退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし【2,700単位】適　・　否　・　該当なし【追加500単位】 | 報酬告示別表第1の３ |
| ７ 障害福祉サービスの体験利用加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（第５－２の（３）に定める場合を除く。）に体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（２）障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。（３）平成30年厚生労働省告示第114号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」第四号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 適　　・　　否　算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）　【500単位】　□　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）　【250単位】適　・　否　・　該当なし【追加50単位】 | 報酬告示別表第1の４ |
| ８ 体験宿泊加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 　１．体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(第3の21の1に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合（第５－２の（２）及び（３）に定める場合を除く。）体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。２．体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（第５－２の（３）に定める場合を除く。）に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（３）平成30年厚生労働省告示第114号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」第五号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算（Ⅰ）又はロの体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし算定状況　□　体験宿泊加算（Ⅰ）【300単位】　□　体験宿泊加算（Ⅱ）【700単位】適　　・　　否追加【５０単位】 | 報酬告示別表第1の５ |
| ９ 居住支援連携体制加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成30年厚生労働省告示第114号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援に要する費用の額に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。か。 | 適　　・　　否【35単位】 | 報酬告示別表第1の６ |
| 10 地域居住支援体制強化推進加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし【500単位】 | 報酬告示別表第1の７ |

| 第５－３　介護給付費等の算定及び取扱い（地域定着支援） |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １ 地域定着支援サービス費【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | （１）体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。（２）緊急時支援費（Ⅰ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。（３）平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費（Ⅰ)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。（４）緊急時支援費（Ⅱ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。（５）指定地域定着支援事業者が、相談基準省令第４２条第３項又は第４３条第２項に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況ア　体制確保費□　体制確保費　　　　　【315単位】イ　緊急時支援具□　緊急時支援費（Ⅰ）　【734単位】□　緊急時支援費（Ⅱ）　【 98単位】適　　・　　否 | 報酬告示別表第２ |
| ２ 特別地域加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((5)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 適　　・　　否　・　【100分の15】 | 報酬告示別表第２の１の注４ |
| ３　地域生活支援拠点等機能強化加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。　　ただし、平成30年厚生労働省告示第114号第２号の２のイの⑷に規定する拠点コーディネーター１人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第206条の14第１項に規定される当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立支援援助事業者、指定地域定着支援事業者、法第51条の17第1項第1号に来てされる指定特定相談支援事業者及び昭和22年法律第164号「児童福祉法」第24条の26」第１項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。 | 適　　・　　否 | 報酬告示別表第２の１の注5 |
| ５ ピアサポート体制加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして、市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 　適　　・　　否　・　該当なし【100単位】 | 報酬告示別表第２の２ |
| ６ 日常生活支援情報提供加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし【100単位】 | 報酬告示別表第２の３ |
| ７ 居住支援連携体制加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし【35単位】 | 報酬告示別表第２の４ |
| ８ 地域居住支援体制強化推進加算【関連資料】体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 | 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びの住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　　・　　否　・　該当なし【500単位】 | 報酬告示別表第２の５ |